

2 水 漁 第 1 1 2 3 号  
令和 2 年 12 月 18 日

全国共済水産業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 2 年 12 月 16 日からの大雪による災害に対する金融上の措置について

令和 2 年 12 月 16 日からの大雪による災害に伴い災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された別添「令和 2 年 12 月 16 日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について【第 1 報】」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、状況に応じ以下の措置が適切に講じられるよう、管轄漁業協同組合に対する指導をお願い申し上げます。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- (1) 組合において、共済証書等を紛失した共済契約者については、罹災証明書の提示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）を行うなどの利便を図ること。
- (2) 共済金の支払等については、できる限りこれを迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適切な措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

施設等の被災により営業が困難な店舗がある場合には、営業の停止等を行う店舗名その他必要な情報を、速やかに店頭掲示等の方法により告示するとともに、新聞やホームページへの掲載等の方法により、取引者に周知徹底すること。

新潟県信用漁業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和2年12月16日からの大雪による災害に対する金融上の措置について

令和2年12月16日からの大雪による災害に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された別添「令和2年12月16日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について【第1報】」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

- 1 貯金証書、通帳を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- 3 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。  
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- 4 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができることとすること。
- 5 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- 6 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- 7 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 8 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適切な措置を適時に講ずること。
- 9 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 10 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。  
また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- 11 上記1から10までに掲げる措置を実施する店舗においては、措置内容の店頭掲示を行うこと。
- 12 施設等の被災により営業が困難な店舗がある場合には、営業の停止等を行う店舗名（現金自動支払機等を継続して稼働させる場合には、併せてその旨）その他必要な情報を、速やかに店頭掲示等の方法により告示するとともに、新聞やホームページへの掲載等の方法により、取引者に周知徹底すること。

2 水 漁 第 1 1 2 3 号  
令 和 2 年 1 2 月 1 8 日

新潟県知事 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和2年12月16日からの大雪による災害に対する金融上の措置について

令和2年12月16日からの大雪による災害に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された別添「令和2年12月16日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について【第1報】」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、状況に応じ以下の措置が適切に講じられるよう、管轄漁業協同組合に対する指導をお願い申し上げます。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- (1) 組合において、共済証書等を紛失した共済契約者については、罹災証明書の提示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）を行うなどの利便を図ること。
- (2) 共済金の支払等については、できる限りこれを迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適切な措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

施設等の被災により営業が困難な店舗がある場合には、営業の停止等を行う店舗名その他必要な情報を、速やかに店頭掲示等の方法により告示するとともに、新聞やホームページへの掲載等の方法により、取引者に周知徹底すること。



12月17日15時00分公表

令和2年12月17日  
内閣府（防災担当）

## 令和2年12月16日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

### 1. 災害の概要

令和2年12月16日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県1市1町にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 南魚沼郡湯沢町 (みなみうおぬまぐんゆざわまち)	12月17日	令和2年12月16日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

### 2. これまでにとられた措置

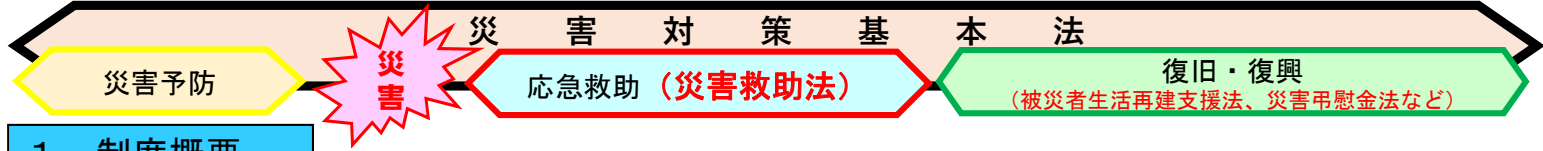
- ・炊き出しその他による食品の給与等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、横田、森戸、柚上、山地  
TEL 03-5253-2111（内線51276）  
03-3503-9394（直通）

# 災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



## 1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
  - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
  - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		<b>救助の実施主体</b> （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	<b>救助の実施主体</b> （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	<b>事務委任を受けた救助の実施主体</b> （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

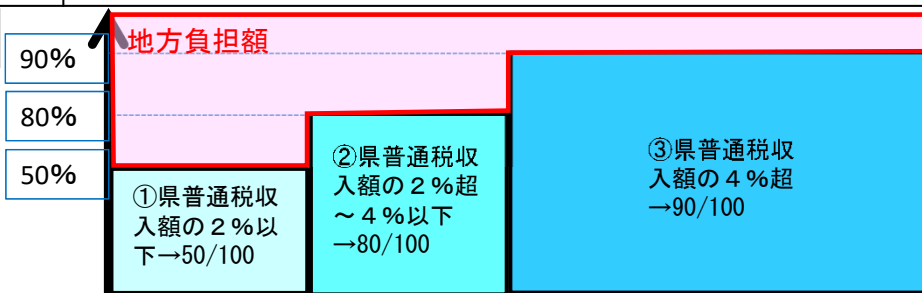
(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）**を定めることができる。**（※令第3条第2項）

## 3. 救助の基本5原則

○ <b>平等の原則</b>	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、 <b>等しく救助の手を差し伸べなければならない。</b>
○ <b>必要即応の原則</b>	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、 <b>個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なかを判断して救助を行う。</b>
○ <b>現物給付の原則</b>	法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての <b>法による救助は、現物をもって行う。</b>
○ <b>所在地救助の原則</b>	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、 <b>被災者の所在地において救助を行う。</b> ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○ <b>職権救助の原則</b>	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、 <b>都道府県知事がその職権によって救助を行う。</b>

## 4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円